

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	市民自治課

契約業者名・住所	東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社・千葉県千葉市中央区汐見丘町 24-2
工事等の名称	令和8年度松戸市古ヶ崎市民センター他6ヶ所電柱広告契約
工事等の場所	竹橋 3503 152 他 26 か所
種 別	電柱広告
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	564,960円
工事等の概要	古ヶ崎市民センター、馬橋東市民センター、小金北市民センター、松飛台市民センター、八ヶ崎市民センター、八柱市民センター、東部市民センターの計7ヶ所周辺の東京電力パワーグリッド株式会社所有の電柱に案内広告を掲示するもの
随意契約の理由	東京電力パワーグリッド株式会社が所有する電柱に対して、広告設置の許可を得ている唯一の業者になり、千葉県内の電柱は下記支社が一括管理していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。